

川崎市高齢者等短期入所ベッド確保事業実施要綱

(目的)

第1条 高齢者等短期入所ベッド確保（以下「ベッド確保」という。）事業は、在宅の援助を必要とする高齢者等が、緊急に第5条に規定する理由により、在宅生活が困難な場合に備え、緊急利用に対応できる緊急短期入所ベッドを確保し、速やかに短期入所を利用できる体制を整えることにより、これらの高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 ベッド確保事業の実施主体は川崎市とし、緊急短期入所ベッドの利用者（以下「利用者」という。）及び家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）並びに実施施設との相互の連携を密にし、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(事業内容)

第3条 川崎市は、在宅の援助を必要とする高齢者等が緊急に短期入所を必要とする場合に備え、川崎市内に所在する短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）及び短期入所療養介護事業所（介護予防短期入所療養介護事業所を含む。）において、短期入所用のベッドを確保する。

(実施施設)

第4条 この事業の実施施設は、別表に掲げる施設（以下「施設」という。）とする。

(利用対象者)

第5条 ベッド確保事業の利用対象者は、市内に居住し、身体上又は精神上の障害があるため、在宅生活を営むのに支障があり、介護保険制度において、原則として要支援・要介護の認定を受けている者のうち、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 介護者の急病や事故等により、他に介護する者がいない場合
- (2) 葬祭等緊急やむを得ない介護者の事情があり、他に介護する者がいない場合
- (3) 老人福祉法に基づく措置対象者
- (4) 罹災等不測の事態により、居宅に住むことができなくなった場合

2 前項の規定に関わらず、対象者が次の各号の一つに該当する場合は、対象者としなないことができる。

- (1) 伝染性疾患又は特別な理由により、短期入所が不相当と認められるとき
- (2) 入院加療の必要があると認められるとき

(利用手続き)

第6条 緊急短期入所用ベッドの利用希望者は、その居住地を所管する福祉事務所又は支援センターと事前調整の上、施設に利用の申込みを行い、介護保険上必要な契約等の手続きを行うことにより、利用するものとする。

2 前項で定める事前調整は、利用希望者が利用申込書（第1号様式）・生活状況等調書（第2号様式）に健康診断書を添えて福祉事務所又は支援センターに提出することにより行う。

3 福祉事務所又は支援センターは、速やかに、利用者の利用要件、利用期間及び身体状況等を確認の上、施設に緊急短期入所ベッドの空状況及び利用の可否を確認し、利用希望者にその結果を通知（連絡）するものとし、併行して福祉事務所長は、決定通知書を送付するものとする。

4 前3項の規定に関わらず、福祉事務所の閉庁日においては、利用希望者は事前調整を行わず施設に申込みを行うことができる。ただし、この利用については、施設が閉庁日にあたる日の申請手続きを止むを得ないと認めた場合とし、この場合、利用者は、後日速やかに福祉事務所に申請に必要な書類を提出するものとする。

(利用受入義務)

第7条 利用希望者から申込みを受けた施設は、正当な理由なく緊急短期入所ベッドの利用を拒んではならない。ただし、施設において適切なサービスを提供することが困難な場合はこの限りではない。

(利用料)

第8条 利用者は、施設との契約に基づき、介護保険法に基づく利用料、食費及び滞在費等を施設に支払うものとする。ただし、介護保険の支給限度額を超えて緊急短期入所用ベッドを利用する場合は、

利用者は、施設で定める利用料を全額自己負担で支払うものとする。

(利用期間)

第9条 利用期間は、一度の利用につき、原則として10日以内とする。ただし、利用期間後も第5条で定める利用要件に該当し、他に代わる手段がない場合、利用者の申出を受けた福祉事務所長は、必要最小限の範囲内で利用期間の延長を認めることができる。

(報告)

第10条 施設長は、各四半期終了後10日以内に、ベッド利用状況報告書(第3号様式)及び利用者別利用状況(第4号様式)を川崎市長あて提出する。

(その他)

第11条 本事業の実施にあたっては、この要綱に定めるもののほか、介護保険法の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

(各施設1床)

実 施 施 設 名	所 在 地	運 営 主 体
介護老人福祉施設 しゃんぐりら	幸区東小倉6-1	(福) 母子育成会
介護老人福祉施設 ひらまの里	中原区上平間6-1-1	(福) 川崎市社会福祉事業団
介護老人福祉施設 桜寿園	川崎区桜本2-39-4	(福) セイワ
介護老人福祉施設 太陽の園	多摩区栗谷2-16-6	(福) 照陽会
介護老人保健施設 ベルサンテ	高津区久末703-4	(医) 興生会
介護老人保健施設 三田あすみの丘	多摩区三田1-14-2	(福) 三篠会